



概要版

龍郷町 高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3年度▶▶▶令和5年度

～みんなで支えあい健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり～

鹿児島県 龍郷町

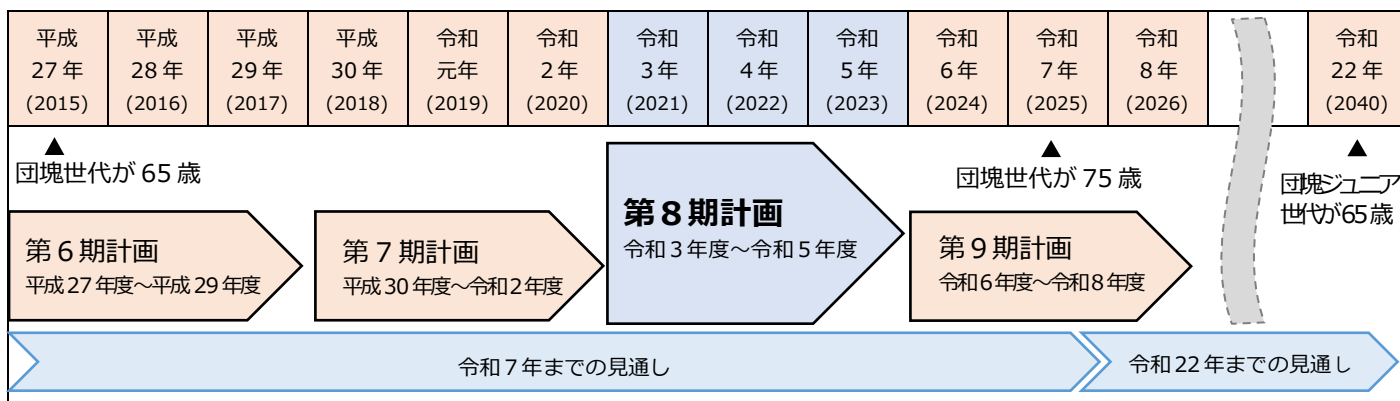
新しい計画ができました

わが国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、高齢者人口は「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には3,600万人に達すると見込まれています。

また、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれており、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。

このような背景から、本町では、地域包括ケアシステムを一層深化・推進し、これからの高齢者があらゆる世代の町民とともに豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会を目指して、**龍郷町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画**を策定しました。

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間となります。

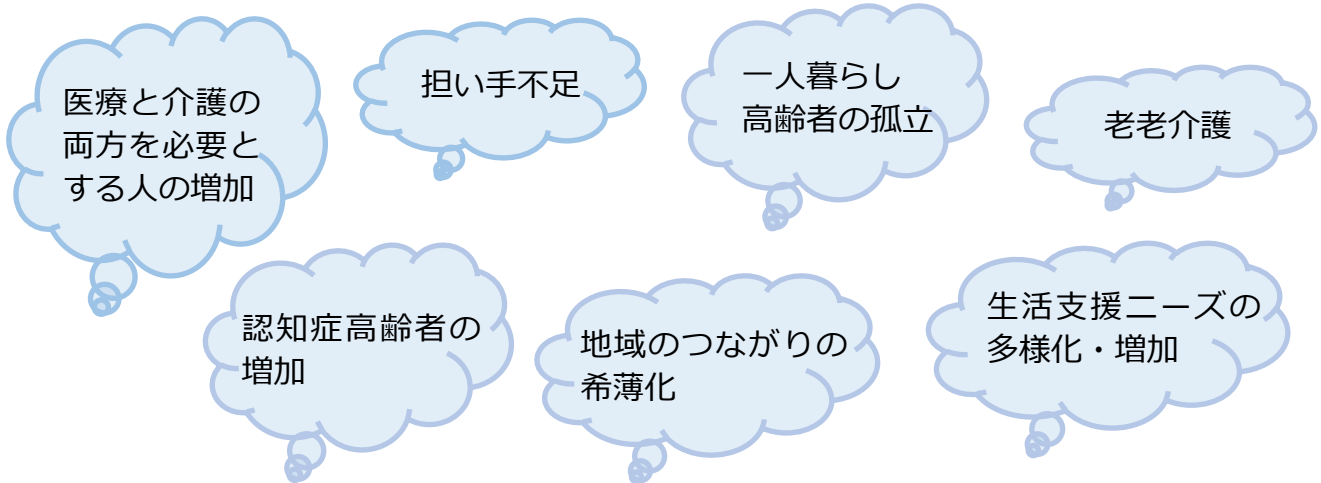


龍郷町の高齢者の現状

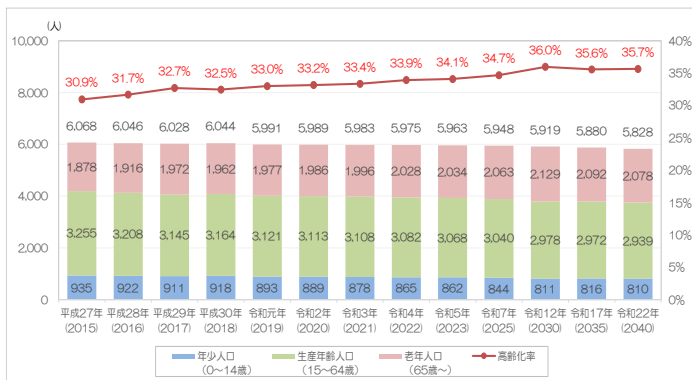
高齢者人口は増加しつづけており、令和12年（2030年）に2,129人とピークを迎え、その後は徐々に減少に転じますが、高齢化率は増加をしていく見込みとなっています。

また、平成27年国勢調査時の高齢者単身世帯は382世帯、一般世帯に占める割合は15.9%、高齢者夫婦世帯は345世帯で14.3%となっており、いずれも全国平均、鹿児島県平均を上回っています。

このまま少子高齢化や核家族化が進むと様々な課題が考えられます。

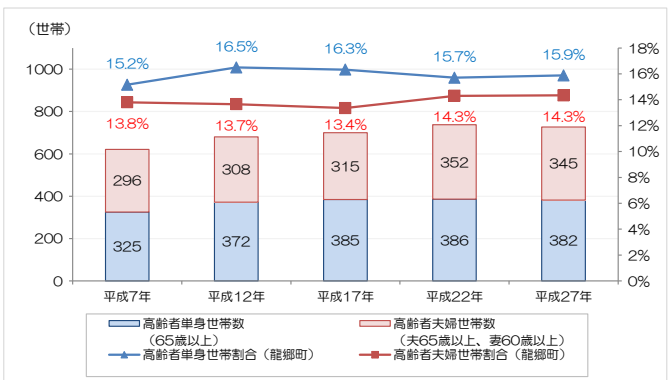


■ 総人口と高齢化率の推移と推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■ 高齢者世帯の推移



資料：国勢調査

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、これらの課題を踏まえて、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせることが重要になります。高齢者本人とその家族、町民、ボランティア団体、民間企業、医療機関、介護事業者、町など、それぞれの主体が協働し、支え合いながら、地域全体で取り組んでいく必要があります。



計画の基本的な考え方

計画の目指す姿

この計画の目指す高齢社会とは、町民がみんな支え合い、健康の保持増進に努め、自分らしい暮らしを考え、選択し、一人一人が尊厳を持ちながら住み続けられる社会です。

【基本理念】

みんなで支えあい健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり

町が取り組むこと（高齢者福祉）

1 健康づくり・介護予防の推進

高齢者の多くは生活習慣病などの慢性疾患を抱えて生活しています。このことは、将来的に認知症や要介護状態を招くおそれがあり、早期に介入することが介護予防につながります。町民一人一人が生涯を通じた健康づくりや疾病及び介護予防に取り組めるよう、若年層に対しても介護予防への動機づけを行います。



2 地域生活の支援

介護や福祉サービスなど、行政が主体となって行うサービスだけでなく、自助・互助・共助・公助が一体となって高齢になっても、安心して地域で生活できるよう、地域支え合いネットワークの構築を図っていきます。また、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安全で安心して暮らせるよう、様々な生活支援サービスの充実を図ります。



3 安心・安全の暮らしづくり

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安全で安心して暮らすことができるよう、高齢者を取り巻く社会環境の整備の充実を図ります。また、高齢者自ら災害や犯罪等に対する備えや心構えができるよう、意識の向上を目指します。



4 社会参加・生きがいづくり

老人クラブについては、リーダーの育成や魅力あるクラブ活動への見直し、活動に関する広報など、各種の支援をおこなうことにより、多くの高齢者の参加が得られるような取り組みを進めていきます。また、高齢者は地域づくりを支える活動や、他の高齢者の生活を支える様々なサービスの担い手として期待されることから、今後、地域内で積極的な役割を果たしていけるような社会づくりに努めます。



町が取り組むこと（地域支援事業）

1 介護予防・日常生活支援総合事業

全ての町民が生活の質を高め、健やかな高齢期を迎えられるよう健康的な生活習慣の定着に向けて関係機関と連携しながら、各々の世代や特性に応じた支援を行い、介護予防事業の内容を広く住民に周知することにより参加を促し、要介護化の防止を図ります。

- (1) 介護予防・日常生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント）
- (2) 一般介護予防事業（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業）

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

高齢化の進展とともに、今後もひとり暮らしの高齢者等の増加が予想され、さらには、高齢者に対する虐待、高齢者の閉じこもり、認知症高齢者の増加への対応等、高齢者に関わる様々な支援が求められています。

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者に対し、介護サービス等さまざまな支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアを実現する機関として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っています。

- (1) 総合相談支援事業
- (2) 権利擁護事業
- (3) 包括的・継続的マネジメント事業

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

地域包括支援センターを中核とし、地域ネットワークをはじめとした関係者や、保健・医療・福祉関係者等との連携を強化し、地域ケア会議の推進を図る等、高齢者等を地域で支える「地域包括ケア体制」を多職種間の連携により目指します。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業、認知症ケアパスの周知、地域における見守り体制の強化 など）
- (4) 地域ケア会議の推進

4 任意事業

介護保険事業の運営の安定を図るとともに、要介護者を介護している方に対し、必要な事業を行うことで、地域での生活を安心して続けることを目的とする事業です。

- (1) 介護給付等費用適正化事業
- (2) 家族介護支援事業…重度の要介護者（要介護3以上相当の方）を介護保険サービスをほぼ使わず自宅で1年以上継続して介護をする家族への慰労金

みんなで取り組むこと

龍郷町では、高齢者の方がいつまでも元気でいきいきと暮らせるように、各種の介護予防事業や認知症への理解を深める研修などを実施しています。ぜひ、参加してみましよう。

高齢者・地域サロン「どくさ会」

集落の高齢者を対象に、介護予防の講話や体操・口腔・栄養の知識の普及を図り、高齢者の介護予防の拠点となっています。

対象の方	本町に住所を有する方で概ね 65 歳以上の方
内容	体操、口腔・栄養の知識の普及、介護の講話など
日程	各集落 月 1 ～ 4 回
場所	町有施設、地区公民館など



高齢者体操教室 OB 教室（でいでいクラブ）

元気はつらつ教室で運動機能向上のための予防教室を受講し終了した方々が再び悪化し要介護状態とならないよう、状態を維持するための介護予防教室です。

対象の方	元気はつらつ教室で予防教室を受講し終了した方
内容	運動指導士による運動機能向上トレーニングを実施
日程	毎週 1 回
場所	りゅうがく館



認知症研修会（認知症サポーター養成講座）

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する事業です。

対象の方	町民
内容	認知症についての知識普及のためのサポーター養成活動
日程	随時
場所	地域住民や学校・職域において、キャラバンメイトを配置



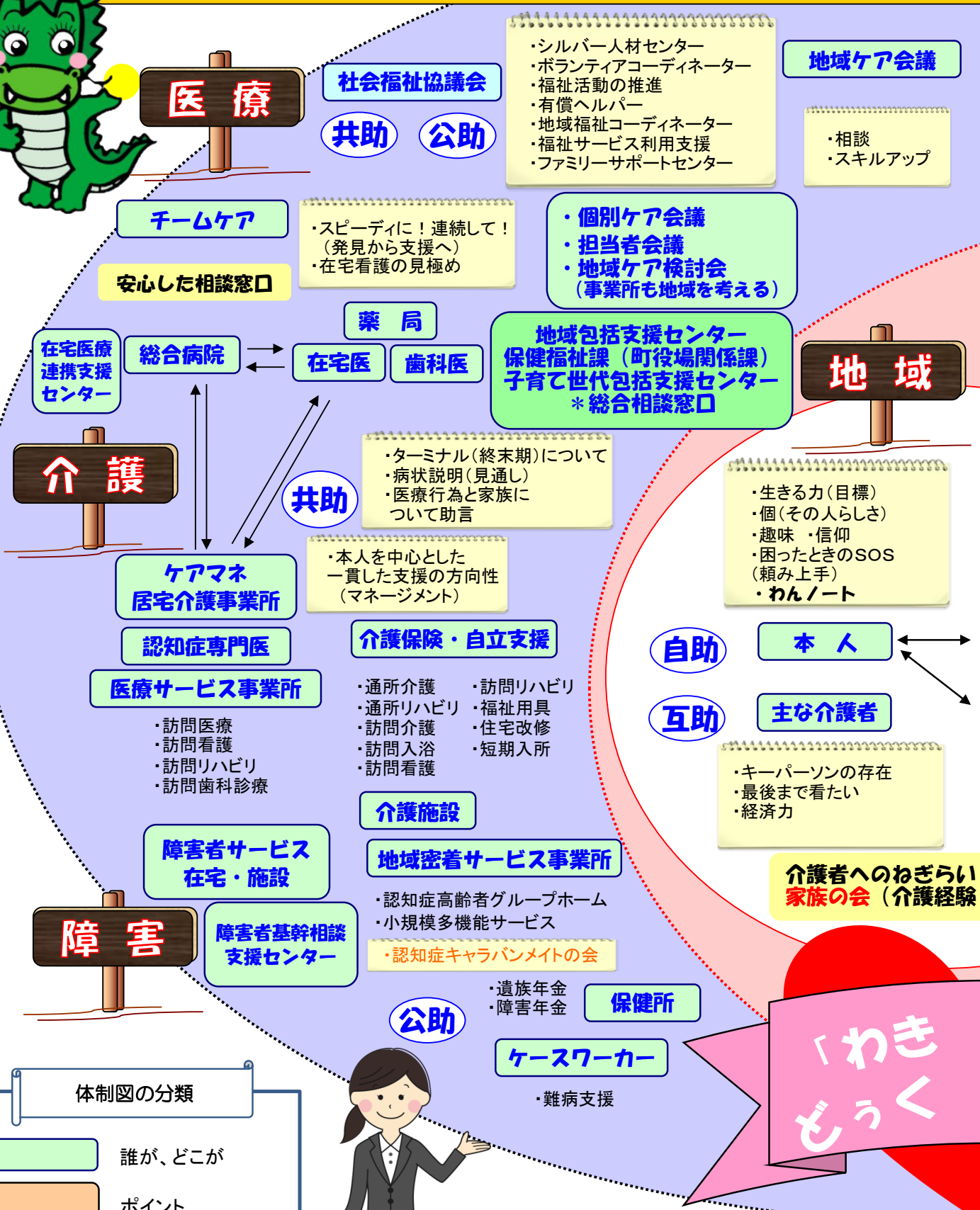
龍郷町高齢者元気度アップ・ポイント事業

65 歳以上の高齢者を含む任意のグループが行う互助活動に対し地域商品券に交換できるポイントを付与することにより高齢者を地域全体で支える地域高齢者の地域包括ケアを促進する事業です。

対象の方	65 歳以上の町民
内容	健康づくり活動などに参加すると、参加ポイントがつき、ポイント数に応じて加盟店で使える商品券に交換できる
日程	随時
場所	町内各所



龍郷町高齢者・障害者地域包括ケア



医療

社会福祉協議会

共助 公助

- ・シルバー人材センター
- ・ボランティアコーディネーター
- ・福祉活動の推進
- ・有償ヘルパー
- ・地域福祉コーディネーター
- ・福祉サービス利用支援
- ・ファミリーサポートセンター

地域ケア会議

- ・相談
- ・スキルアップ

チームケア

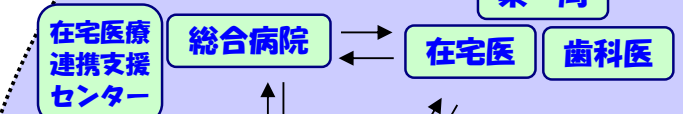
- ・スピーディに！連続して！（発見から支援へ）
- ・在宅看護の見極め

- ・個別ケア会議
- ・担当者会議
- ・地域ケア検討会（事業所も地域を考える）

安心した相談窓口

地域包括支援センター
保健福祉課（町役場関係課）
子育て世代包括支援センター
* 総合相談窓口

地域



介護

共助

- ・ターミナル（終末期）について
- ・病状説明（見通し）
- ・医療行為と家族について助言

- ・本人を中心とした一貫した支援の方向性（マネージメント）

ケアマネ 居宅介護事業所

認知症専門医

医療サービス事業所

- ・訪問医療
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・訪問歯科診療

介護保険・自立支援

- ・通所介護
- ・通所リハビリ
- ・訪問介護
- ・訪問入浴
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・福祉用具
- ・住宅改修
- ・短期入所

介護施設

地域密着サービス事業所

- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能サービス
- ・認知症キャラバンメイトの会

障害

障害者サービス 在宅・施設
障害者基幹相談支援センター

公助

- ・遺族年金
- ・障害年金

保健所

ケースワーカー

- ・難病支援

自助

本人

互助

主な介護者

- ・生きる力（目標）
- ・個（その人らしさ）
- ・趣味・信仰
- ・困ったときのSOS（頼み上手）
- ・わんノート

- ・キーパーソンの存在
- ・最後まで看たい
- ・経済力

介護者へのねぎらい 家族の会（介護経験）

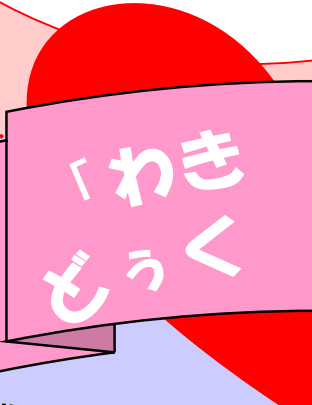
体制図の分類

- 誰が、どこが
- ポイント
- 継続してしくみづくりや活動が必要なこと



【基本理念】

みんなで支えあい 健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり



ア体制

保健

福祉サービス

- ・緊急通報サービス
- ・高齢者無料バス
- ・宅配給食サービス
- ・敬老祝い金
- ・寝具乾燥サービス
- ・介護人手当
- ・移送サービス
- ・元気度アップポイント
- ・有償ヘルパー
- ・権利擁護事業

- ・定期家庭訪問
- ・家族会支援
- ・総合相談
- ・各種介護予防教室
- ・地域サロン(どうくさ会)
- ・でいでいクラブ
- ・楽しく体操
- ・てくてく体操
- ・健康教室
- ・栄養教室
- ・男性料理教室
- ・じゃがいも会
- ・育児教室
- ・介護支援専門員研修会
- ・各種健診
- ・介護事業所研修会

自助・互助・共助・公助の役割分担により、地域包括を支える

※地域包括ケア研究会報告書による定義

自助

自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること

自分たちでできること

互助

インフォーマルな互助扶助、例えば近隣の助け合いやボランティア等

お互いにできること

共助

社会保険のような制度化された相互扶助

システム化された支え合い

制度化された支え合い

公助

自助、互助、共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の需給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

生活保障の制度

素地をつくる

・地域支えあい・見守り・自分たちのこととして！・支えあいマップづくり

自助 **互助**

〈介護力〉
・適切な支援

地域住民

〈組織力〉

スキルアップとネットワーク

ボランティア

- ・児童ボランティア
- ・元気度アップグループポイント

“災害時支援”

〈地域力〉

- ・地域社会への働きかけ
- ・支援の連続性(継続性)

消防

地域に顔を出す働く人

巡回している金融機関職員
ガス・水道・電気料金徴収員
新聞配達・農業協同組合
浄化槽業者等

交番

1ターンの窓口

- ・介護フェア(町民フェア)
- ・シンポジウム(町民の発表の場)

- ・グラウンドゴルフ仲間
- ・趣味の仲間
- ・近所のお茶のみ場

地域の専門家

区長、民生委員、世話焼きさん、食生活改善推進員、認知症サポーター健診声かけ隊
地域の専門職(看護師・介護職員、母子保健推進員、介護経験者)

近くの商店(拠り所)

買い物、話し相手、方言

- ・経済的支援・家族の結びつき
- ・精神的支え・役割分担
- ・見通し(介護の)・達成感
- ・本人と介護者の支え
- ・介護者へのねぎらい

家族

親戚

互助

- ・避難(災害)支援
- ・買い物
- ・見守り
- ・家族の支え

者を中心に)

「わき」
「さ」
「ネット」



この図は、町民・保健・医療介護福祉の関係者から声を出してもらい、今、本町にある資源や、今後必要な取り組みを「わき」どうくさネットとしてまとめあげたものです。

地域包括ケア体制推進のための6つの柱

龍郷町における「地域包括ケア体制」の推進にあたっては、以下の6つ柱に基づいて取り組んでいきます。

1. 高齢者を地域で支え合い自助互助を守り育てる

- 自助力や自己決定力を高める（わんノート【※次ページ】の普及）
- 「助けられ上手」は「助け上手」を普及し自己開示を促進
- 龍郷町の強みとしての互助を確認
- 家族介護力への支援
- 趣味などの個人の強みを活かした活動の場の拡大
- 世代間交流の促進
- 生活支援体制づくりの充実

2. 医療・介護連携の推進（チームケア体制の充実）

- 規範的統合の拡大
- 関係機関・関係団体との連携強化
- 地域ケア会議を通じた連携強化及び充実
- 地域連携パスの開発
- 医療従事者、介護従事者向け研修の充実
- 事例の発見、予防、継続支援のスムーズな展開
- 現場スタッフまでの徹底

3. 認知症高齢者支援の充実

- 認知症医療体制（早期診断・主治医との連携など）の確立
- 地域への理解普及（理解者拡大と地域への開示）
- 認知症の人と家族への支援

4. 社会参加の促進と介護予防の充実

- 地域社会での介護予防の取組強化
- シルバー人材センターの促進、充実

5. 社会資源の拡充と情報の一元化

- 町民用宿泊設備の確保（公民館の活用）
- 介護保険外支援サービスの検討
- 保険内外の支援サービス情報の一元的提供

6. 1ターン高齢者の受け入れと支援

- 1ターン高齢者転居の事前把握
- 転居前相談（地域、生活、医療、福祉、介護など）
- 島口学習
- 1ターン者による1ターン者支援システム



わんノート

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための ～ 私の思いを伝える伝言手帳 ～

●「もしもの時」のために

「もしもの時は」思いがけずやってくるもの。今は元気だとしても、病気や事故で入院したり、認知症になって色々な判断が難しくなったり・・・。そんな時、あなたを支える家族や地域の人、介護・医療の支援者が、あなたに関する情報を知ることは大きな助けになります。



●こんな時に助かります！

1. 自分のことを知ってもらえる

認知症になったり、寝たきりなど意思を伝えることが難しくなったときに、これまでの人生や習慣、楽しみなど伝えることができます。

2. 今後どのように生活したいか伝えられる

病気をしたり介護が必要になったとき、治療や介護の希望、お葬式・お墓などどうしたいのか伝えられます。

3. 緊急時に役立つ

急病時や日頃の見守り体制づくり、連絡先一覧など、緊急のとき役立ちます。

●どんなことを書くの？

1. 自分のことを知ってもらえる

趣味や特技、好きな歌や音楽・テレビ番組、好きな食べ物、嫌いな食べ物、生活リズムなど。子どもの頃のこと。仕事、結婚、家族。大切にしていること、大切な人。

2. 今後どのように生活したいか伝えられる

治療中の病気のこと。健康に気を付けていること。病名や余命の告知の有無。介護が必要なときどこで過ごしたいか、誰に介護して欲しいか。お葬式への希望（場所・写真・服装など）など。

3. 緊急時に役立つ 緊急連絡票

家族の連絡先、かかりつけ病院・薬局、利用しているサービス、見守りをしてくれている近所の人、病気や延命治療に関することなど。

ノート作りを機会として、家族やお友だちと一緒に、人生の振り返りや、これからの人生の暮らし方について考えてみませんか？

龍郷町地域包括支援センターにて作成、配布をしていますので、お問い合わせください。

介護保険事業の運営

介護保険制度のしくみ

● サービスを利用できる対象者

主に 65 歳以上の高齢者で、介護が必要と認定された人

● 利用できるサービス

居宅サービス：在宅での介護を中心とするサービス

(例) 訪問介護、デイサービス、ショートステイ

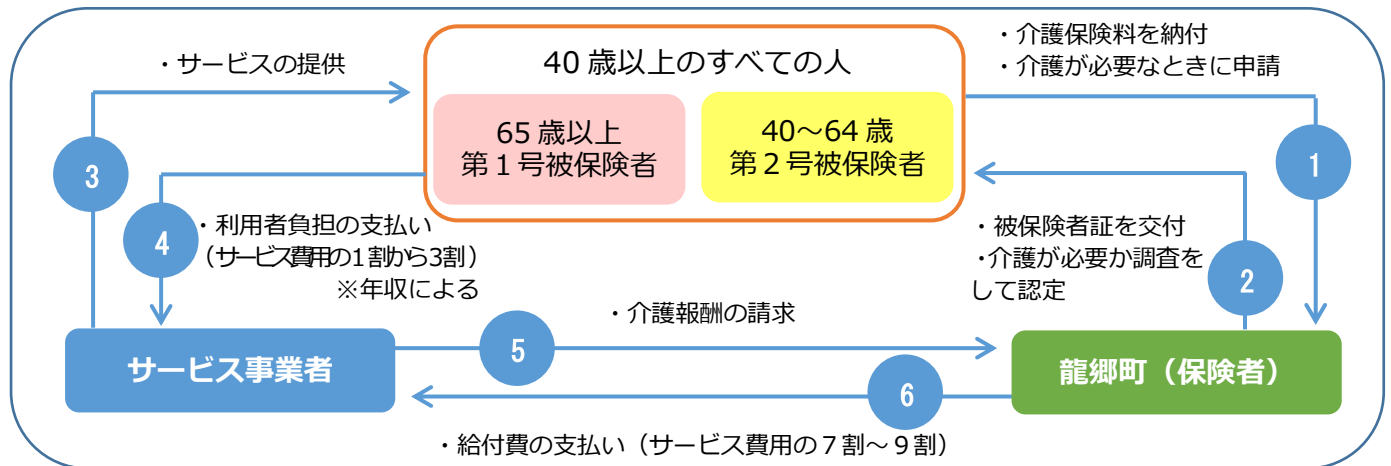
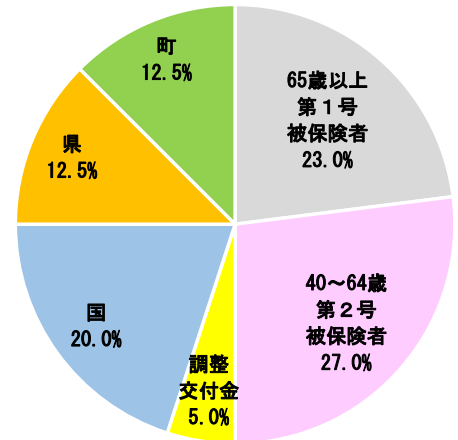
地域密着型サービス：身近な地域での生活を支えるサービス

(例) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護

施設サービス：施設で提供されるサービス

(例) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

【保険給付の財源】



●●● 2021 年度の介護保険制度の改正で、ここが変わります ●●●

◆ 高額介護サービス費の上限額を引き上げ (令和3年8月より)

高額介護サービス費とは、月額自己負担額が上限額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられる制度です。これまで「本人または世帯全員が住民税課税者」の自己負担額の上限額は一律 44,400 円でしたが、年収に応じて上限額が引き上げられます。

◆ 補足給付の負担軽減対象者の見直し (令和3年8月より)

補足給付とは、低所得の施設入所者に対する食費・光熱費・居住費などの負担への補助です。利用者負担段階は 4 区分に分けられていて、第 1 段階~第 3 段階が負担軽減の対象者となります。今回の制度改正で、第 3 段階の区分を二つに分け、そのうち「世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超」の人において負担限度額が増加します。

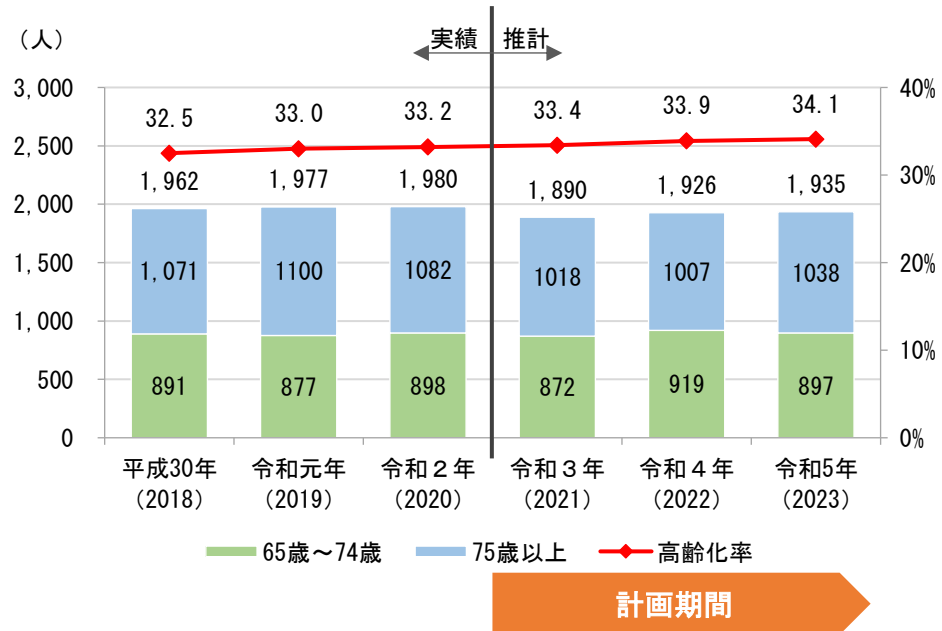
◆ 総合事業の対象者の弾力化 (要介護認定を受けた方)

要支援者等に加えて市町村の判断により、要介護者についても介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることが可能となります。

なお、要介護者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合についても、現行の要支援者等と同様の取扱いとすることになります。

第1号被保険者数の推計

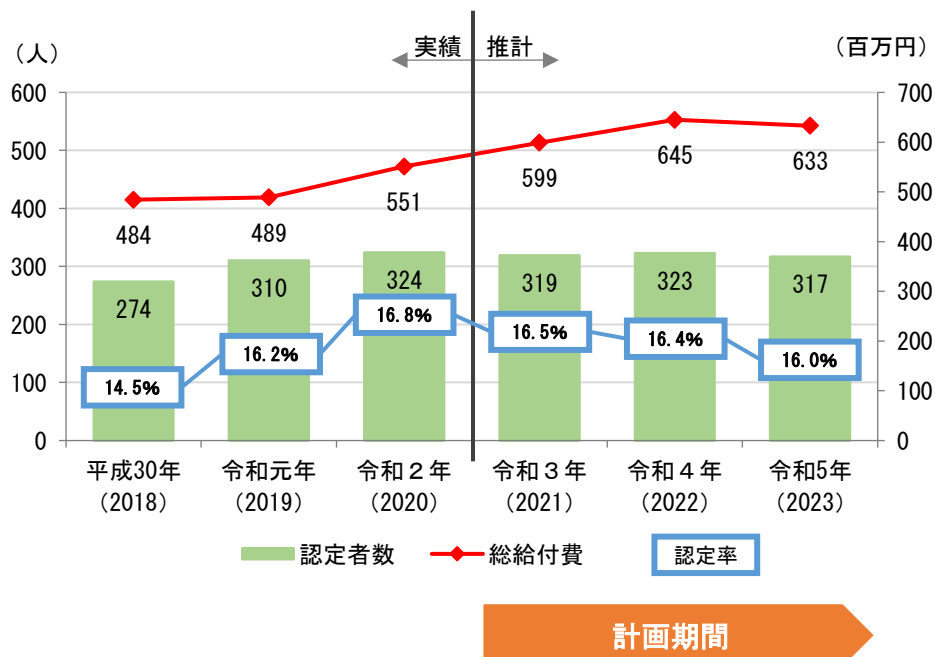
第1号被保険者数は、横ばいで推移し、計画期間最終年度の令和5年度には1,935人程度になると予想されます。



要介護（要支援）認定者数と介護給付費等の見込み

第1号被保険者における、要介護（要支援）認定者数は、横ばいで推移することが見込まれ、令和5年度には、317人程度になると予想されます。

また、介護サービス総給付費は令和4年までは増加傾向にあり、令和5年には微減となり6億3,300万円になると見込まれています。



所得段階別保険料

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、介護給付費や予防事業など地域支援事業等の23%を、65歳以上人口で割った金額が1人当たりの負担額（保険料）となります。なお、所得の段階に応じて、0.5倍～1.7倍の9段階の設定をします。

公費の投入により、第8期計画期間（令和3年度～5年度）の第1段階から第3段階の低所得者の介護保険料の軽減を図っています。

（第1段階 0.50⇒0.30、第2段階 0.75⇒0.50、第3段階 0.75⇒0.70）

保険料基準額（年間）：74,400円（月額6,200円）

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	○生活保護被保護者又は世帯全員が住民税非課税で、本人は老齢福祉年金を受給している ○世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得と課税年金収入額の合計が、80万円以下	基準額× 0.30	1,860円	22,320円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80万円超120万円以下	基準額× 0.50	3,100円	37,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、120万円超	基準額× 0.70	4,340円	52,080円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80万円以下	基準額× 0.90	5,580円	66,960円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外	基準額	6,200円	74,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満	基準額× 1.20	7,440円	89,280円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上 210万円未満	基準額× 1.30	8,060円	96,720円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、210万円以上 320万円未満	基準額× 1.50	9,300円	111,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上	基準額× 1.70	10,540円	126,480円



編集・発行 龍郷町 保健福祉課

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地 tel.0997-62-3111 fax.0997-62-2535

WEB <https://www.town.tatsugo.lg.jp/>